

答 申

第1 審査会の結論

長野県警察本部長が行った一部開示決定について、別表2の「開示すべき部分」欄に記載の部分は、開示すべきであり、その余の部分を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 令和6年（2024年）2月9日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、別表1の「開示請求の内容」欄に記載した内容について保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和6年3月28日、長野県警察本部長（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求について、別表1の「公文書の名称」欄に記載の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、「不開示部分」欄に記載の部分（以下「本件不開示部分」という。）を「不開示理由」欄に記載の理由により不開示とする一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 令和6年4月24日、審査請求人は、長野県公安委員会（以下「本件諮問機関」という。）に対し、本件決定の取消し及び本件不開示部分の全部開示を求めて審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書により行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 法第78条第1項第2号該当性について

審査請求人の憲法上の知る権利等が侵害されている。警察官の氏名を不開示としていい根拠はない。また、審査請求人がメモ、記録していることから不開示とする必要はない。開示したとしても誰の権利利益も侵害しない。

- 2 法第78条第1項第5号該当性について

公共の安全と秩序の維持に支障をきたすか否かはケースバイケースであり、何をもって公共の安全と秩序の維持に支障をきたすのか、明確な基準がない。

3 法第78条第1項第7号該当性について

犯罪捜査規範等で保障される正当な権利である警察対応が推察されることで困ることはなく、開示しても誰の権利利益も侵害しない。

4 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2該当性について
審査請求人が提出した告訴調書や告訴状が含まれている。

5 該当文書が本件公文書以外にあるかについて
該当文書が本当にこれだけか調査を求める。

第4 本件諮問機関及び本件実施機関の主張の要旨

本件諮問機関及び本件実施機関（以下「本件諮問機関等」という。）が弁明書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

1 法第78条第1項第2号該当性について

(1) 警察職員の氏名、印影及び職員番号（以下「警察職員の氏名等」という。）
審査請求人以外の個人に関する情報であり、同号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(2) (1)以外の審査請求人以外の個人の氏名

審査請求人以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから、同号に該当し、個別の事情で審査請求人が当該情報を知ることができたとしても、慣行として審査請求人が知ることができる情報であるとは言えないため、同号ただし書のいずれにも該当しない。

2 法第78条第1項第5号該当性について

警察職員の氏名等は、開示することにより、捜査、取締り等の特殊な業務に従事する警察職員が識別されることになり、その結果、当該職員が捜査、取締り等に従事する際に、有形無形の嫌がらせや報復等の危険にさらされるほか、当該職員又はその家族等が不法行為の対象となり、その生命又は身体等に危害が加えられるおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

3 法第78条第1項第7号該当性について

110番受理記録中の結果欄及び補足欄の不開示部分は、開示することにより、
取扱者が事案に対する率直な意見並びに評価及び判断した情報の記載を躊躇し、
正確な事実の把握や適正な事案判断が困難となるほか、警察の対応方針等が推察
されるなど、今後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

4 刑事訴訟法第53条の2第2項の該当性について

訴訟に関する書類に記録されている個人情報は、刑事訴訟法第53条の2第2項の
規定により、法第5章第4節の規定は適用されないため、不開示とした。

5 該当文書が本件公文書以外にあるかについて

開示請求を受けた際に、本件請求の対象となる公文書の有無について、全所属を
対象に照会したが、結果として本件公文書以外に本件請求に合致する文書はなかつ
た。なお、審査請求人は、本件公文書以外の文書が存在する理由や、存在している
と主張する公文書を明確にしていない。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書について

本件決定において、本件実施機関が特定した公文書は、別表1の番号1から番号
195までに掲げる、本件実施機関が作成した審査請求人に係る「警察に対する相談
記録票」、「警察に対する相談処理票」、「相談者から送付された資料の写し
(『告訴状(告発状)』と記載されたもの)」、「相談者が持参した資料の写し
(『告訴状』と記載されたもの)」、「相談者から送付された資料の写し(『告訴
状』と記載されたもの)」、「継続相談記録票」、「広聴事案調査結果報告書」、
「広聴事案処理票」、「110番受理記録」、「事件引継書」、「電話(口頭)記録
用紙(捜査用)」、「告発調書」、「人定事項等報告書」、「告訴調書」、「供述
調書(乙)」、「任意提出書」、「領置調書(甲)」、「捜査報告書」及び「告訴
状」であり、いずれも審査請求人に係る保有個人情報であると認められる。

2 本件不開示部分について

本件不開示部分は、概ね次の①から④までの情報である。

- ① 警察職員の氏名等
- ② ①以外の審査請求人以外の個人の氏名
- ③ 110番受理記録の「結果」欄及び「補足」欄
- ④ 訴訟に関する書類

審査請求人は、本件不開示部分の全部開示を求めていることから、①から④まで
の情報について、法第78条第1項第2号、第5号及び第7号並びに刑事訴訟法第53

条の2第2項の該当性を以下検討する。

3 法第78条第1項第2号該当性について

(1) 本件決定において、本件実施機関が法第78条第1項第2号に該当するとして不開示とした部分は、2の①及び②である。

(2) 本号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」及び「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を開示対象から除外している。

なお、本号ただし書のイは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を開示の対象としている。

審査請求人は、警察職員の氏名等を不開示とする根拠はない。また、自らメモ、記録しているから不開示とする必要はない。開示したとしても誰の権利・利益も侵害しないと主張する。一方で、本件諮問機関等は、2の①及び②について、審査請求人以外の個人に関する情報であり、慣行として審査請求人が知ることができるとする情報には該当しないことから、本号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと主張する。

よって、2の①及び②の本号該当性について、以下検討する。

(3) 2の①について

一般に警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を開示することで、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあることから、警部補以下の警察職員の氏名は不開示情報とされており、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には当たらない。これを踏まえて、当審査会において本件公文書を確認したところ、不開示とされた警察職員の氏名及び印影については、警部補以下の職員であると認められる。しかしながら、審査請求人との応対の際に警察職員が自ら氏名を名乗っていると認められる記載や、以前対応した別の警察職員の氏名を審査請求人に伝えていると認められる記載（別表2の「開示すべき部分」欄に記載された情報）があり、これらの部分については、その記載内容から審査請求人が既に知り得る情報であることが明らかであるため、本号ただし書のイに該当すると認められ、不開示とする理由がない。よって、これらの警察職員の氏名について、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当でない。

他の警察職員の氏名等については、審査請求人以外の個人に関する情報であり、本号ただし書のいずれにも該当するとは認められない。よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に、他の警察職員の氏名等を不開示とした判断は、妥当である。

(4) 2の②について

2の②は、審査請求人以外の個人の氏名であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。また、本号ただし書のいづれにも該当しない。よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当である。

4 法第78条第1項第5号該当性について

(1) 本件決定において、本件実施機関が法第78条第1項第5号に該当するとして不開示とした部分は、2の①である。

(2) 本号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると地方公共団体の機関が認めることについて相当の理由がある情報について、開示対象から除外している。「支障を及ぼすおそれがある」とは、公共の安全と秩序を維持するための諸活動が阻害され、又は適正に行われなくなるおそれがある場合をいい、「地方公共団体の機関が認めることについて相当の理由がある」とは、当該情報の性質上、開示又は不開示の判断に、犯罪等に関する将来予測としての専門的又は技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、本号に規定する情報に該当するかどうかについて、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものか否かを検討することが適当であると考えられる。

審査請求人は、本号に該当するかはケースバイケースであり、何をもって公共の安全と秩序の維持に支障をきたすかの基準がないと主張する。一方で、本件諮詢機関等は、2の①を開示することにより、捜査、取締り等の特殊な業務に従事する警察職員が識別されることになり、その結果、当該職員が捜査、取締り等に従事する際に、有形無形の嫌がらせや報復等の危険にさらされるほか、当該職員又はその家族等が不法行為の対象となり、その生命又は身体等に危害が加えられるおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

よって、2の①の本号該当性について以下検討する。なお、2の①のうち、3において法第78条第1項第2号に該当すると認められる部分については、結論において妥当であることから、本号該当性については判断しない。

(3) 2の①のうち、当審査会が法第78条第1項第2号に該当しないとした、別表2の「開示すべき部分」欄に記載のある部分は、審査請求人の既知情報である警察職員の氏名であり、当該部分を開示することによる公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないことから、不開示とすることについて相当な理由があるとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に、2の①を不開示とした

判断は、妥当でない。

5 法第78条第1項第7号該当性について

(1) 本件決定において、本件実施機関が法第78条第1項第7号に該当するとして不開示とした部分は、2の③である。

(2) 本号は、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるものを開示対象から除外している。本号の適用に際しては、開示することにより生ずる支障のみでなく、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれも勘案する必要がある。また、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものである必要があり、「おそれ」は、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないと考えられる。

審査請求人は、犯罪捜査規範等で保障される正当な権利である警察対応が推察されることで困ることではなく、開示しても誰の権利利益も侵害しないと主張する。一方で、本件諮問機関等は、開示することにより取扱者が当該事案に対する率直な意見並びに評価及び判断した情報の記載を躊躇し、その結果、正確な事実の把握や事案に対する適正な判断が困難となるほか、警察の対応方針等が推察されるなど、今後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

よって、2の③の本号該当性について以下検討する。

(3) 当審査会において記載内容を確認したところ、2の③うち、別表2の番号178の「開示すべき部分」欄に記載のある部分は通常、警察職員の適確な職務遂行に資するために記載した部分であると言え、単に職務遂行に必要な事項が記載されていると解釈でき、当該部分を開示することにより、警察の対応方針等が推察されるなどの警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは、法的保護に値する程度の蓋然性があるとは認められない。また、本件諮問機関等は、当該部分を開示することにより、率直な意見並びに評価及び判断した情報の記載を躊躇し、正確な事実の把握や適正な事案判断が困難となるとも主張するが、審査請求人についての評価や判断が含まれない記載を開示することにより生ずる警察業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれは、法的保護に値する程度の蓋然性があるとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に、2の③を不開示とした判断は、妥当でない。

6 刑事訴訟法第53条の2第2項該当性について

(1) 本件決定において、本件実施機関が刑事訴訟法第53条の2第2項に該当するとして不開示とした本件公文書は、別表1の番号179から番号195までの保有個人情

報の全てである。

(2) 刑事訴訟法第53条の2第2項では、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、法第5章第4節の規定は、適用しない」と規定しており、当該個人情報には開示請求権が及ばない。

また、「訴訟に関する書類」は、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、捜査報告書等の証拠書類等も含まれる。

(3) 当審査会が別表1の番号179から番号195までの本件公文書を確認したところ、いずれも審査請求人の告訴又は告発に係る文書であり、「訴訟に関する書類」に記録された個人情報であると認められるため、法第5章第4節の規定は適用されない。

よって、本件実施機関が刑事訴訟法第53条の2第2項に該当することを理由に、当該保有個人情報の全てを不開示とした判断は、妥当である。

7 該当文書が本件公文書以外にあるかについて

(1) 審査請求人は、該当文書が本当にこれだけかを調査することを求める主張する。一方で、本件実施機関は、開示請求を受けた際に全所属を対象として本件請求の対象となる公文書の有無を照会したが、結果として本件公文書以外に本件請求に合致する文書はなかった。また、審査請求人は本件公文書以外の文書が存在する理由や存在していると主張する公文書を明確にしていないことから、他に該当文書は存在しないと主張する。

(2) この点について、本件実施機関内部で全所属に対し照会手続を実施したものの、結果として他に本件請求内容に合致する公文書が確認されなかったという本件諮問機関等の説明を不合理とする論拠はない。

よって、本件公文書以外に該当文書がないとする本件決定は、妥当である。

8 審査請求人及び本件諮問機関等のその他の主張について

審査請求人及び本件諮問機関等のその他の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

9 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

第6 審査経過

令和6年（2024年） 8月8日 諮問

令和7年（2025年） 11月18日 本件諮問機関等からの意見聴取及び審議
 令和8年（2026年） 1月28日 本件諮問機関等からの意見聴取及び審議
 審議終結

（別表1）

●は、判読不能な文字

開示請求の内容	番号	公文書の名称	不開示部分	不開示理由
令和5年9月24日から現在まで長野県警察本部 かんさつ課 ○○氏 広報相談課 ○○氏 生活環境課 ○○氏 生活安全企 画課○○○氏 ○○ ○（○）氏、○○○ ○氏 110番通信セン ター 松本署刑事1 課 ○○○○、○○ ○●、○○○氏、○ ○氏、○○氏、○○ 氏、○○○氏、○○ ○○氏、○○○○ 総務課（そうむ）○ ○○○（○○○ ○）、○○氏 刑事 2課 ○○○○（○ ○）氏、○○○○ 氏、○○○氏、○○ ○○ 地域課 ○○ ○○ けいび課 ○ ○○○氏 生活安全 1課 ○○氏、○○ (○○○○)氏、○ ○○○氏、○○氏 生活安全2課 ○○ 氏、○○○○、○○ ○氏 ○○ ●りび 課 ○○○○○ ○ ○氏 ○○○○○○ 塩尻署、○○○○ ○○○氏、○○氏	1 2 3 4 5 6	警察に対する相談記録 票（受理番号： 202304103306） 警察に対する相談処理 票（受理番号： 202304103306） 警察に対する相談記録 票（受理番号： 202304103309） 警察に対する相談処理 票（受理番号： 202304103309） 警察に対する相談記録 票（受理番号： 202312003393） 警察に対する相談処理 票（受理番号：	なし なし 警察職員の氏名及 び印影（慣行とし て公にされている 者を除く。） 同上 同上 同上	— — 法第78条第1項第2号該 当 開示請求者以外の個人 に関する情報であり、同 号ただし書のいずれにも 該当しないため。 法第78条第1項第5号該 当 その職務の特殊性か ら、開示することによ り、当該職員又はその家 族等が不法行為の対象と なり、その生命、身体等 が脅かされるなど、犯罪 の予防、鎮圧、捜査、公 訴の維持、刑の執行その 他の公共の安全と秩序の 維持に著しい支障を及ぼ すおそれがあると認めら れるため。 同上 同上 同上

生活安全課○○氏、 ●○氏 ○○○○○ ○、諏訪署 ○○○ ○○○氏氏 ○○○ 氏 交通課 ○○○ 氏 地域課 ○○○ 生活安全課 ○○氏 ○○○氏 松本署 庄内交番 ○○○ ○○氏、大手交番 ○○○ ○○○ 東 部交番 ○○○氏 ○○氏 以上の長野県警察本 部 それぞれの課 松本署の課、と交 番、塩尻署、諏訪署 に残る私が●● TEL したかかって●●相 談記録 私に問する 全ての●● そうさ 資料又それぞれの課 や署、本部とのやり 取りや、他県の県警 察など地方公共団体 や検察など国のきか ん 他の団体●●な ど私に関するといあ わせ、相談しようか いなどした私に問す るこの期間に上記に 書いた本部の課、 署、交番 こ●に残 る全記録メモ電磁記 録ふくむものを開示 請求します。 (それ ぞれの課、交番など にもれた人はいるか もしれませんが、● くてよる課、署、交 番に残る私に問する 全記録を開示請求し ます。)		202312003393)		
	7	警察に対する相談記録 票 (受理番号： 202312003588)	警察職員の印影 (慣行として公に されている者を除 く。)	同上
	8	警察に対する相談処理 票 (受理番号： 202312003588)	同上	同上
	9	警察に対する相談記録 票 (受理番号： 202312003782)	警察職員の氏名及 び印影 (慣行とし て公にされている 者を除く。)	同上
	10	警察に対する相談処理 票 (受理番号： 202312003782)	同上	同上
	11	警察に対する相談記録 票 (受理番号： 202312003834)	同上	同上
	12	警察に対する相談処理 票 (受理番号： 202312003834)	同上	同上
	13	警察に対する相談記録 票 (受理番号： 202313102682)	同上	同上
	14	警察に対する相談処理 票 (受理番号： 202313102682)	同上	同上
	15	警察に対する相談記録 票 (受理番号： 202313102706)	同上	同上
	16	警察に対する相談処理 票 (受理番号： 202313102706)	同上 「処理内容」欄の 審査請求人以外の 個人の氏名	同上 法第78条第1項第2号該 当 開示請求者以外の個人 に関する情報であり、同 号ただし書のいずれにも 該当しないため。
	17	警察に対する相談記録 票 (受理番号： 202313102728)	警察職員の氏名及 び印影 (慣行とし て公にされている 者を除く。)	同番号3
	18	警察に対する相談処理 票 (受理番号： 202313102728)	同上	同上
	19	警察に対する相談記録 票 (受理番号：	同上	同上

	202313102887)		
20	警察に対する相談処理 票 (受理番号 : 202313102887)	同上	同上
21	警察に対する相談記録 票 (受理番号 : 202313102962)	同上	同上
22	警察に対する相談処理 票 (受理番号 : 202313102962)	同上	同上
23	警察に対する相談記録 票 (受理番号 : 202313103301)	同上	同上
24	警察に対する相談処理 票 (受理番号 : 202313103301)	同上	同上
25	警察に対する相談記録 票 (受理番号 : 202313103359)	同上	同上
26	警察に対する相談処理 票 (受理番号 : 202313103359)	同上	同上
27	警察に対する相談記録 票 (受理番号 : 202313211249)	警察職員の氏名 (慣行として公に されている者を除 く。)	同上
28	警察に対する相談処理 票 (受理番号 : 202313211249)	同上	同上
29	警察に対する相談記録 票 (受理番号 : 202313211254)	警察職員の氏名及 び印影 (慣行とし て公にされている 者を除く。)	同上
30	警察に対する相談処理 票 (受理番号 : 202313211254)	同上	同上
31	警察に対する相談記録 票 (受理番号 : 202313211387)	同上	同上
32	警察に対する相談処理 票 (受理番号 : 202313211387)	同上	同上
33	警察に対する相談記録 票 (受理番号 : 202313211594)	同上	同上
34	警察に対する相談処理 票 (受理番号 : 202313211594)	同上	同上

	202313211594)		
35	警察に対する相談記録票（受理番号：202313211606）	同上	同上
36	警察に対する相談処理票（受理番号：202313211606）	同上	同上
37	警察に対する相談記録票（受理番号：202313211607）	同上	同上
38	警察に対する相談処理票（受理番号：202313211607）	同上	同上
39	警察に対する相談記録票（受理番号：202313211610）	同上	同上
40	警察に対する相談処理票（受理番号：202313211610）	同上	同上
41	警察に対する相談記録票（受理番号：202313211611）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
42	警察に対する相談処理票（受理番号：202313211611）	同上	同上
43	警察に対する相談記録票（受理番号：202313211613）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
44	警察に対する相談処理票（受理番号：202313211613）	同上	同上
45	警察に対する相談記録票（受理番号：202313211632）	同上	同上
46	警察に対する相談処理票（受理番号：202313211632）	同上	同上
47	警察に対する相談記録票（受理番号：202313211829）	同上	同上
48	警察に対する相談処理票（受理番号：202313211829）	同上	同上
49	警察に対する相談記録票（受理番号：	同上	同上

	202313212071)		
50	警察に対する相談処理票（受理番号：202313212071）	同上	同上
51	警察に対する相談記録票（受理番号：202313212106）	同上	同上
52	警察に対する相談処理票（受理番号：202313212106）	同上	同上
53	警察に対する相談記録票（受理番号：202313212120）	同上	同上
54	警察に対する相談処理票（受理番号：202313212120）	同上	同上
55	警察に対する相談記録票（受理番号：202313212141）	同上	同上
56	警察に対する相談処理票（受理番号：202313212141）	同上	同上
57	警察に対する相談記録票（受理番号：202313212148）	同上	同上
58	警察に対する相談処理票（受理番号：202313212148）	同上	同上
59	警察に対する相談記録票（受理番号：202313212305）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
60	警察に対する相談処理票（受理番号：202313212305）	同上	同上
61	相談者から送付された資料の写し（『告訴状（告発状）』と記載されたもの）	なし	—
62	警察に対する相談記録票（受理番号：202313212438）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同番号3
63	警察に対する相談処理票（受理番号：202313212438）	同上	同上
64	警察に対する相談記録	同上	同上

		票（受理番号： 202313212451）		
65	警察に対する相談処理 票（受理番号： 202313212451）	同上	同上	
66	警察に対する相談記録 票（受理番号： 202313212485）	同上	同上	
67	警察に対する相談処理 票（受理番号： 202313212485）	同上	同上	
68	警察に対する相談記録 票（受理番号： 202313212569）	同上	同上	
69	警察に対する相談処理 票（受理番号： 202313212569）	同上	同上	
70	相談者が持参した資料 の写し（『告訴状』と 記載されたもの）	なし	—	
71	警察に対する相談記録 票（受理番号： 202313212572）	警察職員の氏名及 び印影（慣行とし て公にされている 者を除く。）	同番号3	
72	警察に対する相談処理 票（受理番号： 202313212572）	同上	同上	
73	相談者が持参した資料 の写し（『告訴状』と 記載されたもの）	なし	—	
74	警察に対する相談記録 票（受理番号： 202313212576）	警察職員の氏名及 び印影（慣行とし て公にされている 者を除く。）	同番号3	
75	警察に対する相談処理 票（受理番号： 202313212576）	同上	同上	
76	警察に対する相談記録 票（受理番号： 202313212733）	同上	同上	
77	警察に対する相談処理 票（受理番号： 202313212733）	同上	同上	
78	警察に対する相談記録 票（受理番号： 202313212743）	同上	同上	
79	警察に対する相談処理	同上	同上	

	票（受理番号： 202313212743）		
80	警察に対する相談記録 票（受理番号： 202313212763）	同上	同上
81	警察に対する相談処理 票（受理番号： 202313212763）	同上	同上
82	警察に対する相談記録 票（受理番号： 202313212853）	同上	同上
83	警察に対する相談処理 票（受理番号： 202313212853）	同上	同上
84	警察に対する相談記録 票（受理番号： 202313212952）	同上	同上
85	警察に対する相談処理 票（受理番号： 202313212952）	同上	同上
86	警察に対する相談記録 票（受理番号： 202313213146）	警察職員の氏名 (慣行として公に されている者を除 く。)	同上
87	警察に対する相談処理 票（受理番号： 202313213146）	同上	同上
88	警察に対する相談記録 票（受理番号： 202313213188）	同上	同上
89	警察に対する相談処理 票（受理番号： 202313213188）	同上	同上
90	警察に対する相談記録 票（受理番号： 202313213235）	警察職員の印影 (慣行として公に されている者を除 く。)	同上
91	警察に対する相談処理 票（受理番号： 202313213235）	同上	同上
92	警察に対する相談記録 票（受理番号： 202313213242）	警察職員の氏名及 び印影（慣行とし て公にされている 者を除く。）	同上
93	警察に対する相談処理 票（受理番号：	同上	同上

	202313213242)		
94	警察に対する相談記録票（受理番号：202313213255）	同上	同上
95	警察に対する相談処理票（受理番号：202313213255）	同上	同上
96	警察に対する相談記録票（受理番号：202313213295）	同上	同上
97	警察に対する相談処理票（受理番号：202313213295）	同上	同上
98	警察に対する相談記録票（受理番号：202313213388）	同上	同上
99	警察に対する相談処理票（受理番号：202313213388）	同上	同上
100	警察に対する相談記録票（受理番号：202313213394）	警察職員の氏名（慣行として公にされている者を除く。）	同上
101	警察に対する相談処理票（受理番号：202313213394）	同上	同上
102	警察に対する相談記録票（受理番号：202313213406）	同上	同上
103	警察に対する相談処理票（受理番号：202313213406）	同上	同上
104	相談者が持参した資料の写し（『告訴状』と記載されたもの）	なし	—
105	警察に対する相談記録票（受理番号：202313213446）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同番号3
106	警察に対する相談処理票（受理番号：202313213446）	同上	同上
107	警察に対する相談記録票（受理番号：202313213631）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
108	警察に対する相談処理	同上	同上

		票（受理番号： 202313213631）		
109	相談者が持参した資料の写し（『告訴状』と記載されたもの）	なし	—	
110	警察に対する相談記録票（受理番号： 202313213738）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同番号3	
111	警察に対する相談処理票（受理番号： 202313213738）	同上	同上	
112	警察に対する相談記録票（受理番号： 202313213758）	警察職員の氏名（慣行として公にされている者を除く。）	同上	
113	警察に対する相談処理票（受理番号： 202313213758）	同上	同上	
114	警察に対する相談記録票（受理番号： 202313213820）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上	
115	警察に対する相談処理票（受理番号： 202313213820）	同上	同上	
116	警察に対する相談記録票（受理番号： 202313213915）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上	
117	警察に対する相談処理票（受理番号： 202313213915）	同上	同上	
118	警察に対する相談記録票（受理番号： 202313213919）	同上	同上	
119	警察に対する相談処理票（受理番号： 202313213919）	同上	同上	
120	警察に対する相談記録票（受理番号： 202313213967）	同上	同上	
121	警察に対する相談処理票（受理番号： 202313213967）	同上	同上	
122	警察に対する相談記録票（受理番号： 202313213967）	同上	同上	

	202313213968)		
123	警察に対する相談処理票（受理番号：202313213968）	同上	同上
124	警察に対する相談記録票（受理番号：202313213981）	同上	同上
125	警察に対する相談処理票（受理番号：202313213981）	同上	同上
126	警察に対する相談記録票（受理番号：202313214071）	同上	同上
127	警察に対する相談処理票（受理番号：202313214071）	同上	同上
128	警察に対する相談記録票（受理番号：202313214352）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
129	警察に対する相談処理票（受理番号：202313214352）	同上	同上
130	警察に対する相談記録票（受理番号：202313214473）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
131	警察に対する相談処理票（受理番号：202313214473）	同上	同上
132	警察に対する相談記録票（受理番号：202413100139）	同上	同上
133	警察に対する相談処理票（受理番号：202413100139）	同上	同上
134	警察に対する相談記録票（受理番号：202413100149）	同上 「対応」欄の審査請求人以外の個人の氏名	法第78条第1項第2号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
135	警察に対する相談処理票（受理番号：202413100149）	同上	同上
136	警察に対する相談記録	警察職員の氏名及	同番号3

		票（受理番号：202413200146）	び印影（慣行として公にされている者を除く。）	
137	警察に対する相談処理票（受理番号：202413200146）	同上	同上	
138	警察に対する相談記録票（受理番号：202413200283）	同上	同上	
139	警察に対する相談処理票（受理番号：202413200283）	同上	同上	
140	警察に対する相談記録票（受理番号：202413200315）	同上	同上	
141	警察に対する相談処理票（受理番号：202413200315）	同上	同上	
142	警察に対する相談記録票（受理番号：202413200353）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上	
143	警察に対する相談処理票（受理番号：202413200353）	同上	同上	
144	相談者から送付された資料の写し（『告訴状』と記載されたもの）	なし	—	
145	警察に対する相談記録票（受理番号：202413200487）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同番号3	
146	警察に対する相談処理票（受理番号：202413200487）	同上	同上	
147	警察に対する相談記録票（受理番号：202413200546）	同上	同上	
148	警察に対する相談処理票（受理番号：202413200546）	同上	同上	
149	警察に対する相談記録票（受理番号：202413200599）	同上	同上	
150	警察に対する相談処理票（受理番号：	同上	同上	

	202413200599)		
151	警察に対する相談記録票（受理番号：202413200683）	同上	同上
152	警察に対する相談処理票（受理番号：202413200683）	同上	同上
153	警察に対する相談記録票（受理番号：202413200785）	同上	同上
154	警察に対する相談処理票（受理番号：202413200785）	同上	同上
155	警察に対する相談記録票（受理番号：202413200901）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
156	警察に対する相談処理票（受理番号：202413200901）	同上	同上
157	警察に対する相談記録票（受理番号：202413200904）	同上	同上
158	警察に対する相談処理票（受理番号：202413200904）	同上	同上
159	警察に対する相談記録票（受理番号：202413200952）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
160	警察に対する相談処理票（受理番号：202413200952）	同上	同上
161	警察に対する相談記録票（受理番号：202413201068）	同上	同上
162	警察に対する相談処理票（受理番号：202413201068）	同上	同上
163	警察に対する相談記録票（受理番号：202413201106）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上
164	警察に対する相談処理票（受理番号：	同上	同上

		202413201106)		
165	相談者から送付された資料の写し（『告訴状』と記載されたもの）	なし	—	
166	警察に対する相談記録票（受理番号：202413201178）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上	
167	警察に対する相談処理票（受理番号：202413201178）	同上	同上	
168	警察に対する相談記録票（受理番号：202413201272）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上	
169	警察に対する相談処理票（受理番号：202413201272）	同上	同上	
170	警察に対する相談記録票（受理番号：202304103260）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上	
171	警察に対する相談処理票（受理番号：202304103260）	同上	同上	
172	継続相談記録票（受理番号：202304103260-2）	同上	同上	
173	警察に対する相談処理票（受理番号：202304103260-2）	同上	同上	
174	広聴事案調査結果報告書	警察職員の氏名（慣行として公にされている者を除く。）	同上	
175	広聴事案処理票	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上	
176	警察に対する相談記録票（受理番号：202413200633）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同上	
177	警察に対する相談処理票（受理番号：202413200633）	同上	同上	

	178	110番受理記録	警察職員の氏名 (慣行として公に されている者を除 く。) 及び職員番 号	同上
			「結果」欄及び 「補足」欄	法第78条第1項第7号該 当 取扱者が事案に対する 率直な意見や評価・判断 した情報の記載を躊躇 し、正確な事実の把握、 適正な事案判断が困難と なるほか、警察の対応方 針等が推察されるなど、 今後の警察業務の適正な 遂行に支障を及ぼすおそ れがあると認められる。
	179	事件引継書（令和5年 12月1日付け）	全部	刑事訴訟法第53条の2 に規定する訴訟に関する 書類に該当し、法第5章 第4節の規定は、適用さ れないため。
	180	電話（口頭）記録用紙 (捜査用)（令和5年 11月2日付け）	同上	同上
	181	告発調書（令和5年11 月6日付け）	同上	同上
	182	人定事項等報告書（令 和5年11月6日付け）	同上	同上
	183	電話（口頭）記録用紙 (捜査用)（令和5年 11月14日付け）	同上	同上
	184	電話（口頭）記録用紙 (捜査用)（令和5年 11月14日付け、午後7 時22分受信）	同上	同上
	185	電話（口頭）記録用紙 (捜査用)（令和5年 11月14日付け、午後11 時17分受信）	同上	同上
	186	電話（口頭）記録用紙 (捜査用)（令和5年 11月15日付け）	同上	同上
	187	電話（口頭）記録用紙 (捜査用)（令和6年 1月17日付け）	同上	同上
	188	電話（口頭）記録用紙	同上	同上

		(捜査用) (令和6年1月25日付け)		
189	告訴調書 (令和5年11月2日付け)	同上	同上	
190	供述調書 (乙) (令和5年11月17日付け)	同上	同上	
191	告訴調書 (令和6年1月22日付け)	同上	同上	
192	任意提出書 (令和6年1月22日付け)	同上	同上	
193	領置調書 (甲) (令和6年1月22日付け)	同上	同上	
194	捜査報告書 (令和6年2月8日付け)	同上	同上	
195	告訴状 (令和6年8月10日付け)	同上	同上	

(別表2)

※この別表2の番号は、別表1の番号に対応している。また、本答申により開示すべきとする部分のみ記載している。

番号	公文書の名称	開示すべき部分
29	警察に対する相談記録票 (受理番号: 202313211254)	「対応」欄の警察職員の氏名
30	警察に対する相談処理票 (受理番号: 202313211254)	「処理内容」欄の警察職員の氏名
37	警察に対する相談記録票 (受理番号: 202313211607)	「相談の要旨」欄の警察職員の氏名
39	警察に対する相談記録票 (受理番号: 202313211610)	「件名」欄の警察職員の氏名
51	警察に対する相談記録票 (受理番号: 202313212106)	「対応」欄の警察職員の氏名
52	警察に対する相談処理票 (受理番号: 202313212106)	「処理内容」欄の警察職員の氏名
55	警察に対する相談記録票 (受理番号: 202313212141)	「件名」欄の警察職員の氏名
56	警察に対する相談処理票 (受理番号: 202313212141)	「処理内容」欄の1行目の警察職員の氏名
57	警察に対する相談記録票 (受理番号: 202313212148)	「相談の要旨」欄の警察職員の氏名
94	警察に対する相談記録票 (受理番号: 202313213255)	「対応」欄の警察職員の氏名
98	警察に対する相談記録票 (受理番号: 202313213388)	「対応」欄の警察職員の氏名

99	警察に対する相談処理票 (受理番号 : 202313213388)	「処理内容」欄の警察職員の氏名
110	警察に対する相談記録票 (受理番号 : 202313213738)	「件名」及び「対応」欄の警察職員の氏名
111	警察に対する相談処理票 (受理番号 : 202313213738)	「処理内容」欄の警察職員の氏名
122	警察に対する相談記録票 (受理番号 : 202313213968)	「対応」欄の警察職員の氏名
123	警察に対する相談処理票 (受理番号 : 202313213968)	「処理内容」欄の警察職員の氏名
130	警察に対する相談記録票 (受理番号 : 202313214473)	「相談の要旨」欄の警察職員の氏名
140	警察に対する相談記録票 (受理番号 : 202413200315)	「件名」欄の警察職員の氏名
145	警察に対する相談記録票 (受理番号 : 202413200487)	「対応」欄の警察職員の氏名
146	警察に対する相談処理票 (受理番号 : 202413200487)	「処理内容」欄の警察職員の氏名
178	110番受理記録	「結果」欄及び受理記録（受理日時2023年10月28日20時17分～20時21分）の「補足」欄